

令和7年第2回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

令和7年第2回中空知広域水道企業団議会定例会

令和7年11月27日(木) 滝川市役所10階議会議場

午後1時53分 開会
午後2時40分 閉会

○議事日程

- 日程第1 議長報告
- 日程第2 議席の変更
- 日程第3 会議録署名議員指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）
- 日程第7 報告第2号 令和6年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第8 報告第3号 定期監査報告について
- 日程第9 報告第4号 例月現金出納検査報告について
- 日程第10 議案第1号 中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 認定第1号 令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算

○出席議員 13名

1番 寄 谷 猛 男 君	2番 好 川 章 君	3番 藤 田 哲 也 君
4番 堀 重 雄 君	5番 柴 田 文 男 君	6番 多比良 和 伸 君
7番 辻 熊 君	8番 武 田 真 君	9番 山 下 克 己 君
10番 本 田 加津子 君	11番 松 井 敬 道 君	12番 森 岡 新 二 君
13番 星 厚 早 君		

○欠席議員 0名

○説明員	企 業 長	前 田 康 吉 君	副企業長	飯 澤 明 彦 君
	副企業長	柴 田 一 孔 君	副企業長	三 本 英 司 君
	参 与	中 島 純 一 君	監査委員	宮 崎 英 彰 君
	監査委員	山 口 俊 哉 君	企業局長	原 田 暢 裕 君
	監査事務局長	菊 田 健 二 君	営業課長	田 村 拓 也 君
	営業課主幹	江 末 孝 之 君	工務課長	吉 尾 一 彦 君
	滝川営業所長	辻 本 一 浩 君	砂川営業所長	馬 場 修 二 君
	歌志内営業所長	佐 渡 憲 博 君	奈井江営業所長	加 藤 一 之 君
	営業課課長補佐	谷 口 誠 君	工務課課長補佐	中 森 大 地 君
	工務課課長補佐	早 坂 彰 彦 君	工務課係長	佐 藤 純 平 君
	営業課主任主事	松 本 憲 英 君	営業課主任級主事	山 本 雄 貴 君

○会議事務從事者 議会事務局長 加 藤 和 久 君
事務局書記 齊 藤 裕 也 君

◎開会・会議宣言		開会時間 午後1時53分
○議長		ただいまより、令和7年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を開会します。
○議長		ただいまの出席議員は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議長		発言は質問席で行い、討論は演壇で行うこととします。
○議長		日程第1 「議長報告」を行います。 砂川市議会選出の 沢田議員、是枝議員、高田議員の辞職に伴い、砂川市議会へ企業団議会議員の選出を依頼したところ、令和7年3月19日付で砂川市議会より、辻 勲議員、武田 真議員、山下 克己議員が企業団議会議員として選出された旨の通知を受けましたので、報告いたします。 これをもちまして「議長報告」を終わります。
○議長		暫時休憩いたします。
○議長		休憩前に引き続き、会議を再開します。
○議長		日程第2 「議席の変更」を議題といたします。 先ほどご紹介させていただきました砂川市議会選出の3人の議員の新任に伴い、会議規則第3条第2項の規定により、議席の一部を変更したいとするものです。 辻議員の議席番号を7番、武田議員の議席番号を8番、山下議員の議席番号を9番としたいと思います。
○議長		お諮りいたします。 議席の変更についてご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
○議長		異議なしと認めます。 辻議員の議席を7番、武田議員の議席を8番、山下議員の議席を9番に決定します。 なお、会議規則第3条第3項の規定により辻議員、武田議員、山下議員は、議席番号を立ててください。
○議長		日程第3 「会議録 署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において、7番辻議員、13番星議員を指名いたします。
○議長		日程第4 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
○議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定しました。</p>
○議長	<p>日程第5 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。</p>
	(企業長挙手)
○議長	企業長。
○企業長	<p>本日、令和7年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。</p> <p>議員の皆さまにご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。</p> <p>行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思いますが、2点につきまして、口頭でご報告させていただきます。</p> <p>まずは、災害時における協定の締結でございます。</p> <p>本年8月5日に株式会社空知自動車学園様と災害時における給水車の運転等に関する協定を。また、同年9月22日に空知地方石油業協同組合様と災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結いたしました。</p> <p>この2団体との協定締結により、災害時における機動性の確保が期待されるところでございます。</p> <p>次に、水道水の供給状況でございます。</p> <p>令和7年2月から10月までの有収水量につきまして、408万4,585立方メートルとなり、令和6年における同期間の有収水量と比較いたしますと、97.89%となっております。</p> <p>口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、口頭報告といたします。</p>
○議長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
○議長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議長	これをもちまして、行政報告を終わります。
○議長	日程第6 報告第1号「専決処分について」を議題とします。
○議長	説明を求めます。

	(企業局長挙手)
○議 長	局長。
○局 長	<p>ただいま上程されました、報告第1号「専決処分（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）」、ご説明申しあげます。</p> <p>この議案につきましては、北海道市町村職員退職手当組合を構成する一部事務組合の解散に伴う規約改正について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議を行いたい旨、令和7年7月10日付けで当該組合から依頼があったところですが、その議決期限が9月30日までとされており、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年9月4日付で専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき本議会に報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>変更の内容につきましては、参考資料、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>北海道市町村職員退職手当組合規約の別表中（2）において、檜山管内の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」が3月31日付けで解散したことにより、組合から脱退することに伴い、規約を改正したいとするものであります。</p> <p>附則につきましては、規約変更に係る総務大臣の許可の日から施行したいとするものでございます。</p> <p>以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
○議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
○議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議 長	<p>これより討論に入ります。討論ありませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
○議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結いたします。</p>
○議 長	<p>お諮りします。</p> <p>本件は、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
○議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第1号は承認することに決定しました。</p>

○議長	日程第7 報告第2号「令和6年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。
○議長	説明を求めます。 (企業局長挙手)
○議長	局長。
○局長	ただいま上程されました、報告第2号「令和6年度決算に係る資金不足比率」について、ご説明申し上げます。 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第2項の規定に基づき算出した資金不足比率について、同条第1項の規定により、別紙、監査委員の審査意見を付して、報告するものでございます。 令和6年度決算における資金不足比率は、マイナス6.2%であり、資金不足の発生はなく、本比率は該当いたしません。 以上、報告第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。
○議長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (なしの声あり)
○議長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。 報告第2号は、報告済みといたします。
○議長	日程第8 報告第3号「定期監査報告について」を議題とします。
○議長	説明を求めます。 (宮崎監査委員挙手)
○議長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員	報告第3号「定期監査報告」についてご説明いたします。 地方自治法第199条第4項の規定による中空知広域水道企業団の定期監査を、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。 監査の対象は令和6年度の執行事務であり、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。 監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行又は管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といったしまして、時間外勤務手当において、深夜の時間帯を誤って支給していたも

		<p>のがありました。これらにつきましては、関係規程等に基づき適正な事務処理をされるよう講評において指導いたしました。</p> <p>以上で、報告第3号「定期監査報告」を終わります。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	質疑なしと認めます。
○議	長	<p>これにて質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号は、報告済みとします。</p>
○議	長	<p>日程第9 報告第4号「例月現金出納検査報告について」を議題とします。</p> <p>「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p> <p>報告第4号は、報告済みといたします。</p>
○議	長	<p>日程第10 議案第1号 「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業局長挙手)</p>
○議	長	局長。
○局	長	<p>ただいま上程されました</p> <p>議案第1号「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>給水装置工事につきましては、指定給水装置工事事業者制度に基づき、企業団の指定を受けた給水装置工事事業者によって実施することとしているところですが、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、工事事業者の確保が困難な状況となったことにより、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水の使用できない状況が長期化したことが課題となりました。</p> <p>このような事態を鑑み、災害その他非常に、指定事業者を確保することが困難と認められる場合に限り、他の市町村において指定を受けた給水装置工事事業者に</p>

		<p>よる工事の実施を可能とする旨の技術的助言が国から発信されたことを受け、企業団としても非常時において、住民生活の基本であるライフラインを速やかに確保するためには、指定給水装置工事事業者制度を柔軟に運用できるよう拡充すべきと判断したことから給水条例を改正したいとするものであります。</p> <p>改正内容について、新旧対照表にて説明しますので、議案第1号参考資料をご覧ください。</p> <p>第7条第1項のただし書き以降になりますが、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせができる旨を規定するものです。</p> <p>第7条第2項は、既存の給水装置工事事業者及び前項で拡充されたものを指定給水装置工事事業者等と規定し、事前の設計審査及び事後の工事検査も対象とする旨に改正するものです。第8条では、給水管および給水用具の指定について、第37条第2項では給水装置の基準違反に対する措置について。拡充された指定給水装置工事事業者等による工事の施工にも適用することを規定するものです。</p> <p>附則につきましては、この条例について、条例施行日を公布の日としたいとするものでございます。</p> <p>以上、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
○議 長		<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議 長		<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結します。</p>
○議 長		<p>これより討論に入ります。討論ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議 長		<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結いたします。</p>
○議 長		<p>これより、議案第1号を採決いたします。</p> <p>本案を可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議 長		<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は可決されました。</p>
○議 長		<p>日程第11 認定第1号「令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算」を議題といたします。</p>

○議長	提案理由の説明を求めます。 (企業長挙手)
○議長	企業長。
○企業長	<p>令和6年度中空知広域水道企業団水道事業の決算をご認定いただくにあたり、決算書及び審査意見書を提出いたしましたが、審査に先立ちまして本事業決算の大綱をご説明申し上げます。</p> <p>本年度は、当企業団の水道事業経営の基本である水道事業ビジョンなどの各種計画に基づき、水道事業者として地域の重要な生活インフラ、社会インフラの責務を担っている重大さを認識した上で事業を進めてまいりました。</p> <p>施設・設備等の更新事業につきましては、浄水場建設時より使用している取水施設の主要な高圧受電設備である取水機械棟受変電設備更新工事や、昨今各地で発生している激甚災害等に伴う長期停電時においても持続的なポンプ送水が可能となるよう、歌志内第1増圧ポンプ場発電機更新工事等を行ったほか、各地区において、経年劣化等による漏水が懸念される路線を中心に、滝川第1配水池系基幹管路整備工事をはじめとする26箇所、延べ4,649mに及ぶ配水管布設替工事などの事業を実施しました。</p> <p>また、災害時や漏水事故発生時における飲料水や生活用水の迅速な供給を図るため、給水車を購入配備いたしました。</p> <p>本年度における給水収益につきましては、給水人口の引き続く減少傾向に加え、物価高騰の世相を反映した節水意識の浸透等もあり、前年度に比べ約1,457万円の減少となりました。</p> <p>なお、給水収益の現年度分収納率につきましては、前年度比0.01ポイント増の95.29パーセントでしたが、5月末現在での実質的な収納率で申しますと、前年度と同率の99.56パーセントとなったところであります。</p> <p>それでは、はじめに、本年度における配水量についてですが、年間総配水量は659万8,819立方メートル、1日平均配水量は1万8,079立方メートルとなりました。</p> <p>また、有収水量につきましては、年間総有収水量は548万5,847立方メートル、前年に比べ6万5,945立方メートルの減少となり、有収率は0.4ポイント減の83.1パーセントとなったところであります。</p> <p>次に、経理状況について申し上げますと、収益的収支では、収入15億5,874万円、支出15億2,821万円で、収支差引では3,053万円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金 10億5,569万円、その他未処分利益剰余金変動額2億3,661万円と合わせた当年度未処分利益剰余金は13億2,283万円となったところであります。</p> <p>資本的収支では、収入1億8,519万円、支出12億1,671万円で、収支差引では10億3,152万円の不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。</p> <p>以上、令和6年度水道事業の決算大綱を申し上げましたが、今後におきましても健全かつ安定した水道事業経営を確立するため経営効率化を促進し、住民の皆様の大切な財産である水道施設を次の世代へ継承し、安全で安心な水を安定供給し続ける使命の達成に努める所存であります。</p>

		<p>なお、決算の詳細につきましては、担当より説明させますので、慎重なご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げまして決算大綱の説明といたします。</p> <p>(企業局長挙手)</p>
○議 長		<p>局長。</p>
○局 長		<p>令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計の決算について、ご説明申し上げます。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。決算報告書でございます。消費税及び地方消費税込みで記載しております。収益的収入及び支出の収入でございます。</p> <p>1款水道事業収益決算額16億9,322万7,456円、執行率99.8%、1項営業収益、執行率99.8%、2項営業外収益、執行率99.9%、3項特別利益、執行率100%、これは企業団が保有する土地を売却したことにより売却益が生じたものであります。</p> <p>次に支出でございます。1款水道事業費用決算額15億9,155万862円、執行率97.5%、1項営業費用、執行率98.6%、2項営業外費用、執行率79.9%、3項特別損失、執行率32.3%、4項予備費の支出はございません。</p> <p>4ページ、5ページをお開き願います。</p> <p>資本的収入及び支出の収入でございます。1款資本的収入決算額1億8,519万9,166円、執行率93.9%、1項企業債、執行率95.7%、2項出資金、執行率100%、3項国庫補助金、執行率75.4%、4項補償金、執行率84.0%、5項固定資産売却代金、執行率100%、これは収益的収入同様に、土地を売却したことによる売却代金であります。</p> <p>次に支出でございます。1款資本的支出決算額12億1,671万4,248円、執行率97.9%、1項建設改良費、執行率97.2%、2項企業債償還金、執行率100%、3項補助金返還金、執行率100%、4項予備費の支出はございません。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億3,151万5,082円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで補填いたしました。</p> <p>7ページをお開き願います。</p> <p>財務諸表の損益計算書でございます。1の営業収益ですが、(1)給水収益から(3)その他の営業収益までを合計いたしまして、14億1,553万9,622円、2の営業費用では、(1)議会及び監査費から(8)資産減耗費までを合計いたしまして、14億8,679万2,548円、差引き、営業利益は、マイナス7,125万2,926円となりました。</p> <p>3の営業外収益では、(1)受取利息から(4)雑収益までを合計いたしまして、1億3,937万6,618円、4の営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費、及び(2)雑支出を合計いたしまして、4,125万7,876円となり、経常利益については、2,686万5,816円となりました。</p> <p>5の特別利益については、固定資産売却益で382万7,878円、6の特別損失については、過年度損益修正損で16万832円となり、最終的な当年度純利益は、3,053万2,862円となり、当年度未処分利益剰余金は、13億2,283万196円となりました。</p>

	<p>次に8ページ、9ページをお開き下さい。</p> <p>下の囲みの剰余金処分計算書です。年度末時点での剰余金のうち、減債積立金及び建設改良積立金に各1億円を新たに積立てましたが、4から5ページに記載のとおり、資本的収支の不足額の補填分として過去に積立てた積立金から2億3,661万2,723円を取崩しましたので、繰越未処分利益剰余金は8億8,621万7,473円となったところです。</p> <p>次に10ページ、11ページをお開き願います。貸借対照表でございます。</p> <p>まずは資産の部です。1の固定資産は合計で191億7,637万3,220円。</p> <p>2の流動資産は、現金預金が13億6,162万9,035円で、合計では14億7,120万9,532円となり、資産合計では206億4,758万2,752円となりました。</p> <p>11ページに移りまして負債の部です。3の固定負債は合計で38億1,957万6,381円。4の流動負債は合計で5億3,600万9,586円。5の繰延収益の合計は22億4,037万6,027円となり、負債合計で65億9,596万1,994円となりました。</p> <p>次に資本の部です。6の資本金は75億5,763万7,751円。7の剰余金は、資本剰余金の合計が46億6,362万3,213円、利益剰余金の合計が18億3,035万9,794円で、合わせた剰余金合計が64億9,398万3,007円となり、資本合計は140億5,162万758円となりました。</p> <p>負債資本の合計では206億4,758万2,752円となったところです。</p> <p>13ページをお開き願います。</p> <p>キャッシュフロー計算書でございますが、所定の書式に基づき記載しておりますので、お目通し願います。</p> <p>14ページをお開き願います。</p> <p>収益的収入及び支出明細については、消費税及び地方消費税抜きの金額で主なものをご説明します。最初に収入でございます。1款、水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益は、前年度比、約1,457万円減の13億3,680万7,153円で、収納率につきましては、詳細は37ページに記載しておりますが、3月末では前年度比0.01ポイント増の95.29%、5月末では前年度と同率の99.56%となったところです。2目受託工事収益、3目その他の営業収益については、特段申し上げることはございません。2項、営業外収益についても、特段申し上げることはございません。3項、特別利益、2目、固定資産売却益については、先ほど説明しましたとおり、土地を売却したことによる売却益でございます。</p> <p>15ページに入りまして、支出でございます。</p> <p>1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、議会及び監査費については、特段申し上げることはございません。2目、原水及び浄水費3億947万4,625円は、浄水場の運転管理委託料及び維持管理費などでございます。</p> <p>16ページにわたりますが、3目配水及び給水費1億2,128万8,557円は、配水・給水管の修繕費及び各ポンプ場の維持管理費などでございます。4目受託工事費については、特段申し上げることはございません。</p> <p>続きまして17ページにわたりますが、5目、業務費1億4,230万9,139円は、水道料金の賦課徴収に係る人件費及びメーター検針委託料などでございます。6目、総係費5,613万7,603円は、総務担当職員の人件費及び各営業所の使用に係る負担金などでございます。</p>
--	--

	<p>18ページをお開き願います。</p> <p>7目、減価償却費、8目、資産減耗費については、特段申し上げることはございません。2項、営業外費用4, 125万7, 876円については、企業債利息などでございます。3項、特別損失については、特段申し上げることはございません。</p> <p>19ページ、資本的収入及び支出明細に移ります。</p> <p>収入でございます。1款、資本的収入、3項、1目、国庫補助金1, 410万3, 000円については、滝川第1配水池系基幹管路更新工事に伴う補助金、5項、1目、固定資産売却代金276万2, 122円については、土地売却による売却代金でございます。</p> <p>続きまして、20ページをお開き願います。</p> <p>支出でございます。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目施設整備費6億81万9, 486円は、取水機械棟受変電設備更新工事ほか、配水管の布設替えなどの工事費でございます。なお、工事の内訳については33、34ページに記載しております。</p> <p>2目、量水器費1億2, 546万8, 900円については、検満量水器4, 110台、新設量水器215台の取替委託料でございます。3目、固定資産取得費3, 221万6, 330円については、給水車のほか、原子吸光光度計などの購入費でございます。</p> <p>21ページに移りまして、</p> <p>2項、1目、企業債償還金については特段申し上げることはございません。3項、1目、国庫補助金返還金283万8, 279円については、令和4年度に実施した自家用発電機更新工事及び滝川第一配水池系基幹管路更新工事に係る国庫補助金について、補助金交付要綱に基づき仕入控除税額に相当する金額を国へ返還したものでございます。</p> <p>23ページ以降については、明細書及び事業報告などを記載しておりますので、お目通し願います。</p> <p>以上、令和6年度決算の説明とさせて頂きます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議長	次に監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。
	(宮崎監査委員挙手)
○議長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員	<p>地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました、令和6年度の中空知広域水道企業団の水道事業会計の決算につきまして、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して審査を行いましたので、お手元の決算審査意見書によりご報告申し上げます。</p> <p>審査の対象は、令和6年度水道事業会計の決算及び決算関係書類についてであります。</p> <p>審査の期間、審査の着眼点及び実施内容は記載のとおりでありますので、お目通し願います。</p> <p>審査の結果につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正</p>

	<p>確であり、関係諸帳簿と照合の結果は符合しております、かつ予算は適正に執行され、いざれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。</p> <p>審査意見でございますが、決算を見ますと、損益計算書において、収益合計額は前年度と比較して 632万4,000円。0.4%減の15億5,874万4,000円。費用合計額は前年度と比較して 7,715万8,000円。5.3%増の15億2,821万1,000円で、収支は前年度と比較して 8,348万3,000円。73.2%減の3,053万3,000円の純利益となったところです。</p> <p>資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが8億3,802万9,000円のプラス。投資活動によるキャッシュフローが7億3,538万6,000円のマイナス。財務活動によるキャッシュフローが2億2,734万2,000円のマイナスとなった結果、前年度と比較して資金が1億2,470万円減少し、期末残高は13億6,162万9,000円となりました。</p> <p>収入の根幹をなす給水収益をみると、人口減少による契約者数の減少から前年度と比較して、1,457万4,000円減の13億3,680万7,000円となり、今後においても減収が続いているものと考えられます。</p> <p>また、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す営業収支比率につきましては、前年度については100%を上回っていましたが、当年度は95.2%と減少しています。企業の安定性や効率性を判断する上で重要な指標なので、100%以上を目指していただきたい。なお、有収率につきましては、前年度と比較して0.4ポイント減の83.1%となっており、引き続き状況の改善に努めていただきたい。</p> <p>企業債の令和6年度末残高は41億8,439万円で、前年度と比較して、2億4,691万3,000円の減、企業債元金の償還額は3億9,041万3,000円で前年度と比較して556万3,000円の増となったところであります、財務分析による企業債元金償還額対減価償却費比率も49.2%と前年度と比較して1.7ポイント減少していますが、当年度の減価償却費で償還できる状態となっています。</p> <p>今後も給水人口の減少が見込まれるなか、老朽化した水道施設や設備、管路などの更新に伴う費用の増加などが続くと考えられますが、計画的な経営の効率化と健全な財政運営に努められ、引き続き安全で安心な水道水の安定供給に取り組まれることを期待いたします。</p> <p>審査の概要ですが、2ページには業務の実績、3、4ページには予算の執行状況、5ページから7ページには経営成績、8ページ、9ページには財政状態、10ページには建設投資について記載しておりますので、お目通し願います。</p> <p>また、11ページ以降につきましては、損益計算書、資本的収支、貸借対照表の前年度比較表を参考資料として記載しておりますので、お目通しを願いまして説明は省略させていただきます。</p> <p>以上で、決算審査報告を終わります。数字等の読み違い等がございましたら、配布をさせて頂いております。審査意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p>
○議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

○議長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結します。
○議長	これより討論に入ります。討論ありませんか。 (なしの声あり)
○議長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結します。
○議長	これより、認定第1号の認定について、採決します。 本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
○議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり認定することに決定しました。
○議長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了しました。
○議長	これをもちまして、令和7年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 午後2時40分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員